

# 千葉県特別支援学校体育連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、千葉県特別支援学校体育連盟と称する。

(略称を「千葉県特体連」とする。)

第2条 本連盟は、千葉県内の特別支援学校をもって組織する。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、千葉県の特別支援学校における体育の振興を図り、その児童及び生徒の体力の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特別支援学校における体育活動の研究・調査
- (2) 特別支援学校に在籍する児童及び生徒を対象とする体育大会等の開催
- (3) その他、この連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 機関

第5条 本連盟に、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 研修委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 常任委員会

第6条 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成する。

第7条 理事会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支予算の承認
- (3) その他、この連盟の運営に関する重要な事項

第8条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回5月と2月に開催することを常例とする。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面にて召集の請求があった時
- (3) 第18条第4項第3号の規定により、監事から召集のあった時

第9条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、会長が召集する。

2 会長は、前条第3項第2号、及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

第10条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第11条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ開催することができない。

第12条 理事会の決議は、この規約に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長に決するところによる。

第13条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ議案として示された事項について、書面をもって評決し、又は当該理事の属する特別支援学校の職員を代理人として評決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第14条 専門委員会は、会長・副会長・専門委員長・専門委員・事務局員をもって構成する。

第15条 専門委員会には盲学校・聾学校、駅伝、中学部スポーツ、高等部スポーツ、高等部ボッチャ、クロッケーの6専門部を置き、会長及び専門委員長が必要と認めたときに開き、各専門委員会は次の業務を行う。

- (1) 競技の振興に関すること
- (2) 競技運営に関すること
- (3) 競技の研究に関すること
- (4) 関係競技団体との連絡に関すること

第16条 常任委員会は、会長・副会長・専門委員長・事務局員をもって構成し、会長が必要と認めたとき、又はこの会の構成員の2分の1以上の要求があったときに開き、次の機能をもつ。

- (1) 理事会の決定事項の処理
- (2) 各種原案の作成、企画
- (3) 本連盟の業務の執行
- (4) 要項ならびに細目に関すること
- (5) 理事会より付託された事項の研究及び検討

第17条 研修委員会は、会長・副会長・事務局員・事務局員をもって構成し、会長及び事務局員が必要と認めたときに開き、次の業務を行う。

- (1) 特別支援学校における体育活動の研究及び調査
- (2) 本連盟の運営・大会に関する研究及び検討
- (3) 研究協議会、体育実技講習会等の企画・開催

#### 第4章 役員

第18条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 各校2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局員 4名
- (6) 専門委員長 4名（駅伝1名・中学部1名・高等部2名）
- (7) 専門委員 各校1名
- (8) 千葉県障害者スポーツ大会推進委員 12名
- (9) 監事 2名

- 2 理事は、この連盟を構成する特別支援学校から中学部・高等部各1名ずつ、及び会長より委嘱される若干名をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、理事会で決定する。この場合においては、加盟校の校長とする。
- 4 監事は、理事会において選任する。
- 5 理事と監事は、相互に兼ねることができない

第19条 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正な事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

第20条 役員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第21条 次年度委員長及び専門委員（継続者）は、年度末理事会において決定する。もし、決まらない場合は、会長が任命する。

- 2 理事会にて新年度役員組織案を発表、決定。総会にて承認。

第22条 この連盟に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、障害を有する児童・生徒の体育活動について学識経験を有する者のうちから、理事会の意見を聴いて会長が委嘱する。

#### 第5章 会計

第23条 この連盟の資産は、次の各号に掲げるものから構成される。

- (1) 分担金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

- 2 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

第24条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 事務局

第25条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の指定する学校に置くものとする。

第26条 事務局に、事務局長及び所要の事務局員を置く。

- 2 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

#### 第7章 規約の変更

第27条 この規約は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得て変更することができる。

#### 第8章 雑則

第28条 この規約を規定するもののほか、この連盟の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則 この規約は、平成4年4月1日から施行する。

|                |                |
|----------------|----------------|
| 平成 9年5月 9日一部改正 | 平成18年4月14日一部改正 |
| 平成10年5月12日一部改正 | 平成21年2月12日一部改正 |
| 平成11年4月20日一部改正 | 平成21年5月 1日一部改正 |
| 平成12年5月 9日一部改正 | 平成23年4月26日一部改正 |
| 平成13年4月18日一部改正 | 平成24年4月26日一部改正 |
| 平成14年4月18日一部改正 | 平成25年2月14日一部改正 |
| 平成15年4月17日一部改正 | 平成27年2月19日一部改正 |
| 平成17年4月13日一部改正 |                |